品	注射	薬規	格単位	薬価
（ぬ）				円
アルギニン点滴静注30ｇ「ＡＹ」		10%300mL１袋		2,152
（は）				
セフトリアキソンＮａ静注用0.5ｇ「ファイザー」		500mg１瓶		382
セフトリアキソンＮａ静注用１ｇ「ファイザー」		１ｇ１瓶		444
（ハ）				
ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「ＡＹ」		10,000単位10mL１瓶		375
ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「ＡＹ」		50,000単位50mL１瓶		1,032
㊇ ヘパリンナトリウム注Ｎ１万単位／10mL「ＡＹ」		10,000単位10mL１瓶		403
㊇ ヘパリンナトリウム注１万単位／10mL「ＡＹ」		10,000単位10mL１瓶		403
㊇ ヘパリンナトリウム注５万単位／50mL「ＡＹ」		50,000単位50mL１瓶		1,028
㊇ ヘパリンナトリウム注10万単位／100mL「ＡＹ」		100,000単位100mL１瓶		2,100

○厚生労働省告示第二百三十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第６に第６部として次のように加える。

第６部　追　補	(5)
内　用	薬　規　格　単　位
品　名	
（に）	
乳石錠500mg「マイラン」	500mg１錠
注　射	薬　規　格　単　位
品　名	
（ぬ）	
アルギニン点滴静注30ｇ「味の素」	10%300mL１袋
（は）	
セフトリアキソンＮａ静注用0.5ｇ「マイラン」	500mg１瓶
セフトリアキソンＮａ静注用１ｇ「マイラン」	１ｇ１瓶
（ハ）	
ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「味の素」	10,000単位10mL１瓶
ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「味の素」	50,000単位50mL１瓶
㊇ ヘパリンナトリウム注Ｎ１万単位／10mL「味の素」	10,000単位10mL１瓶
㊇ ヘパリンナトリウム注１万単位／10mL「味の素」	10,000単位10mL１瓶
㊇ ヘパリンナトリウム注５万単位／50mL「味の素」	50,000単位50mL１瓶
㊇ ヘパリンナトリウム注10万単位／100mL「味の素」	100,000単位100mL１瓶

○農林水産省告示第二千九十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおり外国の政府機関に準ずるものを指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　オーストリア・ビオ・ギャランティー有限会社　オーストリア　エンツェルスフェルト市　ケーニヒスブルンナー通り八
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
二イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ラコン有限会社　オーストリア　ロアバッハ市　アム　タイヒ二
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
三イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　エル・ファオ・アー有限会社　オーストリア　ウィーン　ブラアス通り二十九
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物加工食品
四イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　インスティチュート・フォ・マーケットエコロジー　スイス　ヴァインフェルデン　ウエストストラッセ五十一
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
五イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　バイオインスペクタ株式会社　スイス　フリック　アッカーストラッセ
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
六イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　プロサート・セーフティー株式会社　スイス　ベルン　ホルツィコーフェンヴェーク二十二
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物加工食品
七イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　バイオ・テスト・アグロ株式会社　スイス　ミュンジンゲン　シュヴァンド
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
八イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ビーシーエス・エコ・ギャランティ・ジーエムビーエイチ　ドイツ　ニュルンベルグ市　チンベルン通り二十一
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品

○国土交通省告示第六百六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日以後に公示され又は告示される選挙について適用する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二条第一号イ中「国内定期航空運送事業」の下に「（Ｐｅａｃｈ・Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社、エアアジア・ジャパン株式会社及びジェットスター・ジャパン株式会社に係るものを除く。以下同じ。）」を加え、同号ホ中「同じ。）」の下に「、燃油特別付加運賃」を加え、同条第五号ロ中「を経営するすべての事業者の」を「に係る」に改め、同条第六号ロ①中「普通運賃」の下に「及び燃油特別付加運賃」を加え、同号ロ②の表東京国際空港の項中「一〇〇円」を「一七〇円」に改める。

第二号様式（表）中「本証は、」の下に「国土交通大臣の定める」を加え、同号様式（裏）中「用務のため」の下に「、国土交通大臣の定める」を加える。